(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市(以下「市」という。)の行政事務の就業体験を通じて、 学生の就業意識の向上を図るとともに、市政に対する理解を深めることを目的に実施 する就業体験(以下「インターンシップ」という。)に関し、必要な事項を定めるも のとする。

(対象)

- 第2条 インターンシップの対象者は、市職員を志す意欲があり、短期大学、大学、大学院等(以下「大学等」という。)に在学する者(以下「学生」という。)とする。 (受入期間)
- 第3条 インターンシップの受入期間は、原則として2週間以内とし、市と大学等の協議のうえ決定する。

(受入計画)

第4条 市長は、学生を受け入れることができる所属、受入期間、人数等を明らかにした た受入計画を作成するものとする。

(受入手続)

- 第5条 インターンシップを希望する学生は、大学等を経由して、西尾市インターンシップ申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、受入の可否を決定し、当該学生の在 学する大学等に通知する。
- 3 市長は、インターンシップの実施にあたっては、予め学生が在学する大学等と覚書 (様式第2号)を締結する。
- 4 受入が決定した学生(以下「実習生」という。)は、誓約書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実習生の身分)

第6条 実習生は、市職員としての身分を有しない。

(報酬等)

- 第7条 市は、実習生に対し報酬、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。 (遵守事項)
- 第8条 実習生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。また、実習生の在学する大学等は、実習生に対する監督責任を負うものとする。
  - (1) 実習生は、市職員の指示に従い、実習中は実習に専念しなければならない。
  - (2) 実習生は、市の信用を傷付け、若しくは不名誉となる行為又は職場の秩序を乱す 行為をしてはならない。

- (3) 実習生は、実習中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。
- (4) 実習生は、実習中の成果を公表しようとするときは、予め市長の承認を得なければならない。

(災害時への対応)

- 第9条 実習生の在学する大学等又は実習生は、傷害保険に加入しなければならない。
- 2 市の責めに帰さない事由により生じた受入期間中の実習生に係る災害及び実習生へ の往復途上での災害に対しては、実習生の在学する大学等及び実習生の責任において 解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償への対応)

- 第10条 実習生の在学する大学等又は実習生は、賠償責任保険に加入しなければならない。
- 2 実習生は、受入期間中に故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、 その損害を賠償する責めを負い、実習生の在学する大学等は誠意を持ってその解決に 当たらなければならない。

(インターンシップの中止)

- 第11条 市長は、実習生が第8条の規定に違反した場合その他インターンシップの実施 を継続し難い事由が生じた場合は、直ちにインターンシップを中止することができる。 (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。